

諮問機関：西原村議会

諮問日：令和5年1月31日(諮問第1号)

答申日：令和5年8月22日(答申第1号)

事案名：全員協議会議事録(令和4年8月10日・8月31日)等の部分開示決定に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

西原村議会(以下「実施機関」という。)が、全員協議会議事録(令和4年8月10日・8月31日)等について、令和4年10月11日及び令和4年10月25日に行った部分開示決定は妥当であるが、当該部分開示決定のうち、不開示とすることが妥当でない部分については部分開示の趣旨を踏まえ、可能な限り開示すべきである。

### 第2 諮問に至る経緯

- 令和4年9月27日、審査請求人は、西原村情報公開条例(平成15年西原村条例第15号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
  - 2022年8月10日・8月31日の全員協議会議事録
  - 議員全員2年間の研修レポート
- 令和4年10月11日及び令和4年10月25日、実施機関は、本件開示請求に係る公文書(以下「対象文書」という。)として次の文書を特定した上で、一部においては個人に関する情報及び個人を識別又は類推されるという理由から、部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。
  - 2022年8月10日の全員協議会議事録  
2022年8月31日の全員協議会議事録
  - 令和4年 個人研修 報告
- 令和4年11月2日、審査請求人は、実施機関に対し、全員協議会議事録(令和4年8月10日分)についての部分開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 令和5年1月31日、実施機関は、本件開示請求に対する裁決を行うに当たり、条例第20条第1項の規定に基づき、西原村情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

西原村指令第2145号にて一部開示された公文書の内、全員協議会議事録(令和4年8月10日)が約22%に渡り非開示とされており、西原村情報公開条例第8条に則り精査されたとは到底思えず、恣意的な判断がなされたのではないかと推測される。

#### 2 審査請求の理由

そもそも、閲覧可能な全員協議会議事録が約 22%に及び非開示とされること自体が不自然であり特段の意図が感じられるものである。

再度、個人情報保護法の精神に鑑み審査会において十分なる審査を希望する。

### 3 意見陳述での意見

令和 5 年 6 月 23 日の審査会において、審査請求人の口頭意見陳述を行い、審査請求についての補足説明を行うとともに、審査する期間が長いと主張した。

## 第 4 実施機関の説明要旨

令和 5 年 2 月 14 日の審査会において、実施機関に対象文書を提出させ、説明を求めたところ、実施機関は、対象文書には、条例第 7 条第 2 号に規定する個人に関する情報及び特定の個人を識別又は類推することができる情報(以下「個人識別情報等」という。)に該当する部分が含まれることから、条例第 8 条の規定に基づき、これを不開示とする部分開示決定を行ったとの説明であった。

## 第 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 文書の特定について

実施機関は、西原村議会全員協議会規程(平成 20 年議会訓令第 1 号)第 8 条の規定に基づく議事録のみでなく、その附属書類についても対象文書として特定しているが、附属書類については、本来、手持ち書類であり、個人メモに等しいものであることから、西原村議会全員協議会規程第 8 条に規定する議長の署名又は記名押印がなされておらず、組織的に用いる公文書ではないと判断するが、実施機関自らが対象文書として部分開示決定をしていることから、対象文書として検討を行った。

### 2 個人識別情報等について

不開示とされている附属書類の内容が、全て実施機関が主張する条例第 7 条第 2 号に規定する個人識別情報等に該当するか否かを個々具体的に検証した。

### 3 職務の遂行に係る情報について

実施機関が不開示としている部分は、概ね全員協議会の議題に関連する内容ではなく、個人的な内容が記載されており、条例第 7 条第 2 号ウに規定する職務の遂行に係る情報に当たらないと判断した。

### 4 意思形成過程情報について

判断を行うに当たって、村議会議員による全員協議会での自由かつ率直な意見交換の内容が、条例第 7 条第 5 号の審議、検討又は協議に関する情報(以下「意思形成過程情報」という。)に該当するか否かも判断した。

## 5 部分開示の在り方について

部分開示は、条例第8条第1項に「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定されているが、本件部分開示決定で不開示とされた部分は、その部分を全面的に黒塗りとしてあり、部分開示の趣旨が考慮されていない。

## 6 結論

前1から5までの内容を踏まえ審議した結果、職務の遂行に係る情報であれば、議員の氏名を含め原則開示とし、職務の遂行に係る情報以外の情報であって、個人識別情報等が含まれている又は意思形成過程情報に該当すれば不開示とする判断を行った。

その結果、不開示とされている部分には不開示情報が含まれていることから、条例第8条を根拠とする部分開示決定は妥当である。

しかし、一部において、不開示とすることが妥当でない部分については、部分開示の趣旨を踏まえ、可能な限り開示すべきである。

## 第6 付記

今回、対象文書としている令和4年8月10日全員協議会議事録の附属書類については、手持ち書類であり、個人メモに等しいものであることから、組織的に用いている公文書ではないと判断する。

よって、今後は、西原村議会全員協議会規程第8条の規定に基づき、議事録の適正な記録、決裁及び保管を望むところである。

## 第7 経過

- ① 令和5年1月31日 実施機関から審査会へ諮問(諮問第1号)
- ② 令和5年2月14日 対象文書の検証、実施機関の内容説明、審議
- ③ 令和5年3月20日 審議
- ④ 令和5年4月28日 審議
- ⑤ 令和5年6月23日 審査請求人口頭意見陳述、審議
- ⑥ 令和5年7月20日 審議
- ⑦ 令和5年8月22日 答申

西原村情報公開審査会 委員長 大沼 雄佑  
委員 魚住 弘久  
委員 杉水 英治